

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 4. 27	R2. 5. 8	①昭和28年1月1日付住宅等分譲契約書(東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地) ②昭和28年1月1日付分譲物件引継書(東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地)	2		1														(7条2号)契約金額(分譲代金)、分譲代金の償還期間、償還回数、各回の償還額、譲受人並びに連帯保証人の氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 資産活用課
2	R2. 4. 30	R2. 5. 11	都営住宅31H-102東(板橋区新河岸二丁目)工事その2 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
3	R2. 5. 12	R2. 5. 15	(1)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(4月16日付入居許可者向け)(3月16日) (2)引越に際してのお願い(4月16日付入居許可者向け)(4月7日) (3)移転説明会の中止について(2月28日) (4)「今回配布物」一覧(6ブロック移転説明会配布資料)(3月18日配布) (5)移転説明会資料(対象号棟:6、7、8、12、13、14、21、22号棟)(3月23日) (6)移転先補足資料(7)～よくあるご質問(村山アパート6ブロック) (8)居住者調査票・質問票 (9)5月実施の見学会中止について(4月27日) (10)移転先住宅(改良住宅)の提示及び見学会のお知らせ(3月2日) (11)移転説明会中止のお知らせ(2月20日) (12)移転説明会資料の送付について(田柄二丁目アパート2、3、4号棟居住者向)(3月4日) (13)田柄二丁目アパート移転説明会資料(対象号棟2、3、4号棟)(3月4日) (14)参考資料 移転先住宅一覧表 (15)よくあるご質問(田柄二丁目アパート) (16)居住者調査票 (17)抽選会の方法 (18)移転に係る行事(見学会、抽選会など)の実施延期について(4月24日)	110	1														—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課	
4	R2. 5. 12	R2. 5. 18	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト(令和2年5月12日現在)	※	1														—	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
5	R2. 5. 14	R2. 5. 19	(1)5月実施の見学会中止について(4月27日) (2)移転説明会資料の訂正について(4月27日) (3)移転に係る行事(見学会、抽選会など)の実施延期について(4月24日) (4)矢川北アパート自治会(国立富士見台四丁目アパート自治会)役員の皆様(5月12日) (5)部屋決め抽選会及び今後の予定等について(5月13日) (6)部屋決め抽選会(戻り入居対象者)及び今後の予定等について(5月13日)	17	1															—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R2. 5. 14	R2. 5. 20	(1)若木二丁目アパート 見学会の延期と移転日程の変更について (2)南砂三丁目アパート 8・9・10号棟にお住いの皆様へ 移転先住宅見学会延期のお知らせ 南砂三丁目アパートから仮移転中の皆様へ 移転先住宅見学会延期のお知らせ (3)南小岩二丁目アパート 5月16日許可分 配付するもの、引越しに際してのお願い、玄関ドアロックの解除方法について、5月1日許可分 配付するもの、引越しに際してのお願い、玄関ドアロックの解除方法について、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所折衝課	
7	R2. 5. 14	R2. 5. 21	都営住宅標準設計単価表（平成31年度分） ・都営住宅標準設計単価表（建築）平成31年度（平成31年4月1日） ・都営住宅標準設計単価表（電気）平成31年度（平成31年4月1日） ・都営住宅標準設計単価表（機械）平成31年度（平成31年4月1日）	※	1														住宅政策本部 都営住宅経営 部技術管理課	
8	R2. 5. 11	R2. 5. 25	〇〇区〇〇都住で管理委託を行っている〇〇により自転車犯罪が行われたことに対する情報公開と退去要請文書の開示														1	1	(7条第2号) 特定の個人に関する犯罪や退去要請に係る公文書が存在するか否かを明らかにすることは、当該個人に関する犯罪や退去要請があったかどうかを明らかにすることになり、その存否を答えるだけで、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものを公にすることになるため。	住宅政策本部 都営住宅経営 部指導管理課
9	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-101東(板橋区新河岸二丁目)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
10	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-103東(板橋区新河岸二丁目)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
11	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-107東(北区桐ヶ丘一丁目GW05街区)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
12	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-121東(足立区江北七丁目)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
13	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-124東(足立区江北七丁目)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
14	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-117東(足立区竹の塚七丁目第3)工事 工事設計書、意匠図	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31M-101東(板橋区坂下二丁目第3)工事その2 工事設計書、意匠図	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課
16	R2. 5. 13	R2. 5. 25	都営住宅31H-102東(板橋区新河岸二丁目)工事その2 工事設計書、意匠図	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課
17	R2. 5. 18	R2. 5. 25	都営住宅31H-106東(北区桐ヶ丘一丁目GW05街区)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課
18	R2. 5. 18	R2. 5. 25	都営住宅31H-103東(板橋区新河岸二丁目)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課
19	R2. 5. 12	R2. 5. 26	令和元年8月26日付31住経企第412号「建物賃貸借契約書」 令和元年8月26日付31住経企第413号「土地賃貸借契約書」	36		1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営 部経営企画課
20	R2. 5. 12	R2. 5. 26	平成15年3月31日付14住経業第806号「都営住宅等に設置する駐車場の管理に関する要綱」 平成16年1月9日付14住経業第842号「都営住宅等駐車場管理事務取扱要領」	62	1														—	住宅政策本部 都営住宅経営 部指導管理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。